

08. 法学研究科

I	法学研究科の教育目的と特徴	08-2
II	分析項目ごとの水準の判断	08-5
	分析項目 I 教育の実施体制	08-5
	分析項目 II 教育内容	08-9
	分析項目 III 教育方法	08-13
	分析項目 IV 学業の成果	08-15
	分析項目 V 進路・就職の状況	08-19
III	質の向上度の判断	08-21

I 法学研究科の教育目的と特徴

本研究科では、長い間、教育の中心は研究者養成にあった。このことは今日でも同様であり、優れた研究者を育成して学界に送り出すことは本研究科の最も重要な使命の一つである。しかし、本研究科は、研究者養成だけではなく、社会人として高度の専門的知識を身につけたいと考える方、学部を卒業後、より高いレベルの教育課程を経た後に社会で活躍したいと考える方々等に対する大学院教育の必要性・有用性を早期に認識し、他大学の研究科に先駆けてこれらに対応したカリキュラムを提供してきている。以下に本研究科の教育目的、組織構成、教育上の特徴について述べる。

(教育目的)

- 1 本研究科は、博士課程（前期課程・後期課程）及び専門職学位課程を置き、博士課程には理論法学専攻と政治学専攻を、専門職学位課程（法科大学院）には実務法律専攻を、置いている。博士課程及び専門職学位課程については、《資料1》のような教育目標を掲げている。

《資料1：教育目的》

専攻	教育目的
理論法学専攻	前期課程においては、研究・教育に従事する国内外の次世代の法学研究者の養成、学部段階以上の法学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の育成、現代社会の法律問題、政策問題に対応しうる応用的・实际的・総合的な解決能力を有する社会人の教育、より専門性の高い分野で活躍できる職業法曹等の養成及び継続教育を、後期課程においては、実務法律専攻を修了した者も含め、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程において行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。
政治学専攻	前期課程においては、研究・教育に従事する国内外の次世代の政治学研究者の養成、学部段階以上の政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の養成、現代社会の政治問題、政策問題に対応しうる応用的・实际的・総合的な解決能力を有する社会人の教育を、後期課程においては、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程において行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。
実務法律専攻	法の応用的研究とともに、基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有する職業法曹並びに基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識及び能力を有する職業法曹の2種類の法曹を中心としつつ、先端的な研究に裏打ちされた、国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成するという教育目標を掲げている。

- 2 この目的を達成するため、現行の中期目標において、「幅広く深い教養，専門的・国際的素養と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する」ことを定めている。
- 3 上記のような人材を養成するために、理論法学専攻と政治学専攻では、研究者コースのみならず、前期課程においては専修コース、社会人コース、法曹リカレントコース（理論法学専攻のみ）を設け、さらに後期課程においては高度専門職業人コースを設けて、種々のレベルの専門的継続教育に対する広範な社会ニーズに応えることに重点をおいた教育課程を編成している。

(組織構成)

これら目的を実現するため、本研究科では《資料2》の様な組織構成をとっている。
 なお、実務法律専攻（法科大学院）に関しては、別稿にて分析を行っている。

《資料2：組織構成》

専攻	講座
理論法学専攻	理論公共法講座、理論取引法講座、基礎法理論講座
政治学専攻	政治理論講座、国際政策分析講座、現代政治分析講座
実務法律専攻	実務公共法、実務取引法、先端領域法

(教育上の特徴)

- 1 本研究科では、大学院生がそれぞれ希望する進路に応じてコースを選択できるようにしている《資料3》。

《資料3：教育上の特徴》

コース		教育上の特徴
博士課程前期	研究者コース	日本内外の大学等の研究・教育機関において理論法学及び政治学の諸分野の研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成する。
	法曹リカレントコース（理論法学専攻のみ）	職業法曹を受け入れ、専門的・先端的な法曹継続教育を行う。
	専修コース	昨今の国内外の急速な情報化・高度化・流動化に伴い、社会における問題も多様化・複雑化していることを受けて、学部段階より高度の法学や政治学の知識を会得させ、問題解決能力を涵養する。
	社会人コース	現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題・政策問題に対応しうる応用的・实际的・総合的な解決能力を養成する。また、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生にリフレッシュ教育を行う。
博士課程後期課程	研究者コース	各専攻領域において対象をさらに深化させる研究及び総合的な法学や政治学の知識・問題解決能力を学生に伝える教育を行い得る能力を養成する。
	高度専門職業人コース	前期課程において行った研究をふまえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決しうる能力を育成する。

- 2 平成15年度に本研究科は、「市場化社会の法動態学」研究教育拠点という構想により、21世紀COEプログラムに採択された。これに基づいて設置された「市場化社会の法動態学」研究センター（以下「CDAMS」という。）は、設立趣旨において「法規範生成メカニズムの多元化と規整の多様化の下で、法律家、紛争担当者、交渉担当者が『交渉と合意』を活用して実際に問題解決を行うことにかかわる技能を研究し、その彫琢を行うための研

究・教育プログラムを開発し、公開します。この実践的教育プログラム開発は、2004年度に開校が予定されている神戸大学法学研究科「法科大学院」との密接な協力のもとで行います。」と謳って、同構想の下、多種多様な形態での講義（法動態学特殊講義、連続セミナー、集中講義等）が展開され、本法学研究科における教育にも還元されてきた。

3 日本におけるEUに関する研究教育の拠点であるEUIJ関西（EU Institute in Japan, Kansai）の幹事校としてのメリットを活かし、そこで展開されるカリキュラムを本研究科学生に積極的に履修させると共に、所定の科目を履修し、EU研究論文を提出することにより、EUIJ関西が発行するUndergraduate Certificate in European Union Studies（EU研究修了証）を取得できるようにしている。

4 本研究科では、平成18年度より「ジャーナリズム・プログラム」を運営しており、これにより、本研究科学生は、複数種類の実践的ジャーナリズム科目を通年で履修することが可能となった。ジャーナリズム志望の学生はもちろん、専修コースや社会人コースで学んだことを活かして社会で活躍しようとする学生にも、これらの授業に参加して総合的なプレゼンテーション能力を高めることができるにしている。

5 広範な海外の大学と学生交換協定を締結し、さらに単位の互換性を保証することで、学生に国際交流の機会を積極的に持たせるように工夫している。

[想定する関係者とその期待]

本研究科では、法学・政治学分野に関連する国内外の学会や具体的な政策立案に関わる政府機関等を、法学・政治学分野に共通する関係者として想定している。また、法学分野については法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）に加えて一般企業の法務担当者等を、政治学分野については現代社会の政治問題や政策問題を扱う報道関係者等を関係者として想定している。国内外の学会や政府機関等は、法学・政治学分野の基礎的研究を継続的に遂行し優れた研究成果を挙げるとともに研究者を育成することを期待しており、その他関係する企業・法人等は現代社会の法律問題、政治問題、政策問題を解決する優れた人材を育成することを期待していると考え、教育を実施している。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本研究科では、所定の教育目的を達成するため、理論法学専攻、政治学専攻及び実務法律専攻（法科大学院）の3つの専攻を設け、各専攻は学問分野の観点からいくつかの講座に分かれている《資料1（p8-2）》。教育組織の編成については、社会動向を勘案した上で専門性に応じた適切な教育を実施するために適宜見直しを施しているものであり、現行の3専攻は、2004年4月、実務法律専攻（法科大学院）の設置に伴い、それまでの経済関係法専攻、公共関係法専攻、政治社会科学専攻の3専攻を再編したことによるものである。

研究指導教員の配置状況については《資料4》のとおりである。研究指導教員一人あたりの学生収容定員数は、理論法学前期で1.4名、理論法学後期で1.05名、政治学前期で3.4名、政治学後期で2.6名と適切な規模となっている。また、専任教員の配置状況については《資料5》のとおりである。政治学専攻については、研究指導教員の全てが専任教員となっている。理論法学専攻についても、研究指導教員の約半数が専任教員となっている。以上から、本研究科には、質的、量的に必要な教員が確保されているといえる。これは大学院設置基準を満たしている。

学生定員と現員の状況については、《資料6》のとおりである。常に定員を満たす入学者があるという状況にはないが、これは法科大学院設置による影響という客観的変動への調整過程によるものも大きいと考えられる。そこで、入学定員と入学者数の関係改善を図るため、博士課程前期課程専修コース、社会人コースを主な対象とした新設科目群「ジャーナリズム・プログラム」を設けて大学院の授業内容自体の改善を現在行なっている。また、政治学専攻研究者コースを対象とした「国際水準に挑む次世代政治学研究者養成計画」が「魅力ある大学院教育改革イニシアティブ」（平成17年-18年実施分）として採択され、これに従い、授業科目、授業内容の改善を図った《別添資料1：魅力ある大学院教育改革イニシアティブ実施報告書》、（「Ⅲ質の向上度の判断」事例1参照）。

《資料4：研究指導教員の配置状況（H19.5.1現在）》

研究科	専攻・課程	収容定員	現員数									
			研究指導教員					研究指導補助教員		計		
			男		女		計	男	女	男	女	総計
				教授 (内数)		教授 (内数)						
法学	理論法学前期課程	56	38	38	2	2	40	0	0	38	2	40
法学	理論法学後期課程	42	38	38	2	2	40	0	0	38	2	40
法学	政治学前期課程	24	7	7	0	0	7	0	0	7	0	7
法学	政治学後期課程	18	7	7	0	0	7	0	0	7	0	7

《資料5：専任教員(専門職を除く)の配置状況(H19.5.1現在)》

研究科	専攻科・課程	専任教員数(現員)											助手		非常勤 教員数	
		教授		准教授		講師		助教		計						
		男	女	男	女	男	女	男	女	計:男	計:女	総計	男	女	男	女
法学	理論法学	17	1	5	1	0	1	0	0	22	3	25	0	0	10	3
法学	政治学	7	0	2	1	0	0	0	0	9	1	10	0	0	3	0

《資料6：学生定員と現員の状況》

	平成16年度 現員数(留年者 を含む)	平成17年度 現員数(留年者 を含む)	平成18年度 現員数(留年者 を含む)	平成19年度 現員数(留年者 を含む)
理論法学専攻(前期) 【収容定員:56人】	89	59	59	55
理論法学専攻(後期) 【収容定員:24人】	91	77	64	44
政治学専攻(前期) 【収容定員:28人】	45	41	33	16
政治学専攻(後期) 【収容定員:18人】	9	12	13	10

※平成16年度制度変更以前の専攻について、私法専攻、公法専攻、法政策専攻、経済関係法専攻、公共関係法専攻は理論法学専攻として、政治社会科学専攻は政治学専攻として計算している。

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

本研究科に評価FD委員会を設置し、自己点検・評価、教育改善、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)の業務を担っている。

法学研究科におけるFD事業の主な内容としては、下記のとおりである。

- ① ファカルティレポートを2年毎(1号から5号までは3年毎に行われた)に編集・刊行し、本学部の教育・研究体制を包括的に点検評価した結果を公表している。
- ② 少人数科目を除き、原則として全ての授業科目について、毎学期1度、受講者による授業アンケートを評価委員会が実施しており、その結果は教員に公開されている。授業アンケートについては、平成20年度発刊予定のファカルティレポート7号において、アンケート結果に対する教員側の対応やコメントについて、各教員に記載を求めることを予定している《資料7》。
- ③ 平成19年10月に、本研究科を修了したOBに対して、本研究科の教育内容について幅広く意見を聞くために、《別添資料2：修了者アンケート》のとおり、アンケート調査を実施し、43名より回答を得た。《資料8》、《資料9》に示すように、本研究科修了生の本研究科の教育内容に対する満足度は非常に高いものがある。本研究科修了者による外部からの意見を徴するため、今後も定期的にこのようなアンケート調査を実施する予定である。

こうした活動は個々の科目の講義内容に反映されることはもちろん、カリキュラム構成や授業方法等の改善も頻繁に行っている。具体的な成果として、次のような変革がなされている。第1に、博士課程前期専修コースと社会人コースにおいて、平成16年度の法人

化と法科大学院設置に伴い論文指導の充実を目指した修了要件の変更(修了要件における演習科目単位の引き上げ)と副専攻制の正式採用(指導教員以外の指導の下で作成する第二演習レポートの単位認定)を行った《別添資料3:法学研究科規則26条・27条》。また、平成18年度より「ジャーナリズム・プログラム」を開設した。第2に、政治学専攻研究者コースにおいて、「国際水準に挑む次世代政治学研究者養成計画」が「魅力ある大学院教育改革イニシアティブ」(平成17年-18年実施分)として採択され、これに従い、授業科目、授業内容の改善を図った《別添資料1:魅力ある大学院教育改革イニシアティブ実施報告書》。第3に、平成16年度より、博士課程前期課程に法曹リカレントコースを開設した。

このように、本研究科の教育活動は法人設立以降も、FD事業の成果により、非常に高い水準を維持している。

《資料7:ファカルティレポート7号個人報告フォーマット抜粋》

III 教育活動の内容と自己評価		
〔担当科目〕		
担当授業科目名(学部・専攻の別)	開講年度・学期	単位数
〔教育活動の自己評価〕(授業アンケートへのコメント・それに基づく授業改善例等も記載)		

《資料8:修了者アンケート質問項目と結果》

質問事項	
質問1	神戸大学大学院法学研究科における教育・研究指導は、満足のいくものでしたか?
質問2	神戸大学大学院法学研究科における単位の認定・成績の評価は、適切に行われたとお考えですか?
質問3	神戸大学大学院法学研究科における教育・研究指導は、現在のご貴殿の仕事に役立っていますか?
質問4	(自由記述欄)
結果	
質問1	「大変満足してる」、「まずまず満足している」を併せた回答率は、100%
質問2	「大変適切であった」、「まずまず適切であった」を併せた回答率は、93%
質問3	「大変役立っている」、「まず役立っている」を併せた回答率は、93%

《資料9:修了者アンケート「特に良かった点」意見例》

「教授先生と授業のレベルが高い」、「幅広い知識を吸収できる」、「教員の質及びその国際性が特に良かった」、「図書、資料の豊富さ」、「学位論文の作成についてのきめ細かい研究指導体制」、「周到的な留学生支援」、「理論と実践の往復ができる講義内容。ゼミ形式での適切な指導が良かった。」、「レベルの高いゼミに参加できたこと」、「指導教官が研究者の育成に大変よく指導して下さること」、「図書が豊富で、資料収集など研究に役立つ設備が整備していること」、「研究者コースに入学したのですが、このコースについての指導歴が長く、伝統やノウハウが蓄積されていた点です。COEのすばらしさなど、他にはないものだと思います。」

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

基本組織の構成については、社会動向を勘案した上で専門性に応じた適切な教育を実施するため適宜見直しを施している。また、教員組織についても、教育目的を達成する上で質的、量的に十分な教員が確保され、適切な配置がなされている。FDについては、学生のニーズを把握した上で、教育組織、教育課程、教育内容の見直しの改善を行ってきていることから、本研究科の教育の実施体制は期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

本研究科は、各履修コースの教育目的に沿って、目的を達成できるよう、《資料10》のようにカリキュラムを体系的に編成している。

授業科目の具体例として、研究者コースにおける科目展開は、《資料11》のとおりである。本研究科の研究者コースを代表する科目例である中国法特殊講義と法動態学特殊講義の内容は、《資料12》のとおりである。

《資料10：カリキュラムの概要》

コース名	カリキュラムの概要
研究者コース (博士課程前期課程・後期課程)	日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを目的としていることから、主として、①論文作成の指導を中心とする演習、②専門の領域について学問的に深い研究を行うための研究者コース特殊講義及び③国際的に通用する研究者を養成すべく外国文献を駆使した専門的研究を可能にするための外国文献研究とから成る。また、学際研究に対応できる能力の涵養及び理論面と実務面の双方に均衡のとれた研究が可能となるよう、自分の興味に応じ、④専修コース・社会人コース、高度専門職業人コース特殊講義や⑤国際協力研究科の講義を履修し、単位を修得することも可能となっている。
専修コース(博士課程前期課程)	昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力を涵養することを目的としていることから、学生が、幅広く高度な水準の、かつ最新の内容の法学・政治学を研究し、理論面と実務面の双方に均衡のとれた能力を備えることができるように、きわめて豊富な科目から、かなり自由に履修することができるよう配慮したカリキュラムが組まれている。具体的には、①修士論文又はリサーチペーパーの作成指導を行うことを主目的とした演習、②先端的・応用的領域を幅広く対象とし、実務的・政策的視点を十分意識しつつ展開される講義形式の授業である、専修コース・社会人コース向け特殊講義、③研究者コース特殊講義、④法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、⑤国際協力研究科の授業科目を履修することができる。
社会人コース (博士課程前期課程)	主として、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実地的・総合的な解決能力を養成すること、さらに、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育との二つの目的を有している。そのため、例えば、官公庁、企業、国際機関等の法務、政策の実務者を受け入れ、大学院の教育課程を用いて、高度の法学、政治学的専門知識及び能力を備えた人材を養成するために、様々な措置がカリキュラムにおいて採られている。具体的には、①修士論文又はリサーチペーパーの作成指導を中心とする演習、②法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた社会人コース・専修コース特殊講義、③研究者コース特殊講義、④法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、⑤国際協力研究科授業科目を組み合わせて履修することができる。
高度専門職業人コース(博士課程後期課程)	前期課程において行った研究を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成を教育目的としていることから、主として①博士論文作成の指導を中心とする演習、②法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた高度専

	門職業人コース特殊講義及び③研究者コース特殊講義を履修することができる。
法曹リカレントコース（博士課程前期課程）	「法化」が進展する現在の社会において、知的財産法・租税法・国際経済法など、これまでわが国の法律実務家があまり扱ってこなかった法領域に関する問題の重要性が高まっていることに加えて、民法・刑法のような従来から重要と考えられてきた基本的な法分野においても新たな問題に直面することが増えてきていることに鑑み、弁護士や司法書士等を学生として受け入れ、これからの社会において法律の専門家として活躍するために必要な、新たな法の知識と、その運用能力を養成するための「法曹継続教育」の場となることを目的としている。そのため、本コースの学生は、①修士論文又はリサーチペーパーを作成の指導を主とする演習、②社会人コース・専修コース特殊講義、③研究者コース特殊講義に加えて、④実務法律専攻（法科大学院）において展開される応用的・先端的な授業科目も特別に履修することができる。《別添資料4：法学研究科規則別表第1・第2》

《資料11：研究者コースにおける科目展開》

種別	分野	科目名
特殊講義	基礎法分野	法哲学特殊講義、日本法史特殊講義、西洋法史特殊講義、英米法特殊講義、中国法特殊講義、ロシア法特殊講義
	実体法分野	実定法特殊講義〔民法〕〔商法〕〔無体財産法〕〔労働法〕〔経済法〕〔民事訴訟法〕〔国際経済法〕〔憲法〕〔行政法〕〔租税法〕〔刑事法〕
	国際法分野	国際法特殊講義、国際民事法特殊講義
	法社会学分野	法社会学特殊講義、法動態学特殊講義
	政治分野	国際関係論特殊講義、政治学特殊講義、日本政治史特殊講義、政治過程論特殊講義、行政学特殊講義
外国法文献研究		英米法文献研究、ドイツ法文献研究、フランス法文献研究、政治学文献研究
演習	基礎法分野	法哲学演習、日本法史演習、西洋法史演習、英米法演習、中国法演習、ロシア法演習
	実体法分野	実定法演習〔民法〕〔商法〕〔無体財産法〕〔労働法〕〔経済法〕〔民事訴訟法〕〔国際経済法〕〔憲法〕〔行政法〕〔租税法〕〔刑事法〕
	国際法分野	国際民事法演習、国際法演習
	法社会学分野	法社会学演習
	政治分野	国際関係論演習、政治学演習（飯田）、日本政治史演習、西洋政治史演習、政治過程論演習
外国人特別選抜学生のための特殊講義		日本法概説、日本政治概説

《資料12：研究者コースを代表する科目例》

科目名	概要
中国法特殊講義	中国人教員による、経験、言説および実務に基づいた中国弁護士制度の研究を目的とする。具体的には、(1)現代中国における弁護士制度

	の変遷、(2)法専門職理念と職業倫理、(3)事務所の経済的基盤に関する日中比較、(4)今日の法務市場の実態について講義を行う。
法動態学特殊講義	法学研究科 COE プログラム「市場化社会の法動態学」研究教育拠点の計画に基づき、本拠点で構想する「法動態学」への入門を行う。平成 19 年度後期においては、「法秩序は社会秩序の前提条件か—法動態学の視角について」、「安心感はいかにして生じるか」、「内戦はなぜ起きるか」、「リサイクル社会はいかに構築できるか」、「市場の秩序性」、「取引法と市場秩序」、「契約法と市場秩序」について講義が行われた。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

本研究科では、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮した取組を、以下のとおり実施している。

社会人学生に対する授業時間の配慮：社会人コース及び高度専門職業人コースにおいて展開される特殊講義については、勤務を続けながら履修する学生の負担を軽減する措置として、通常の学期の夜間開講（夜 1 時限：17 時 50 分～19 時 20 分、夜 2 時限：19 時 30 分～21 時 00 分又は集中講義の形で開講されるものを用意している。

21 世紀 COE プログラムにおける研究成果の大学院教育への還元：法学研究科の 21 世紀 COE プログラムである「市場化社会の法動態学」の成果を反映した授業を「法動態学特殊講義」において展開している。これは、アドミッション・ポリシーにうたわれている、研究者コースの「高度な専門性」や専修コース、社会人コース、高度専門職業人コースの「総合的な問題解決能力」の養成に対応し、本学の掲げる国際的な領域における人材育成にも応えるものである。《別添資料 5：シラバス例》

他大学との単位互換：本研究科学生は、教授会の承認を得て、本研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目を履修することができ、これにより修得した単位については、10 単位を限度して、それぞれのコースの修了要件単位数に充当することができる。《別添資料 6：法学研究科規則 22 条》また、EUIJ 関西提携の大阪大学、関西学院大学における大学院レベルの関連授業科目の履修を認め、単位認定を行なっている。ただし、平成 16 年～19 年度については、いずれの制度についても単位認定の実績は存在しない。なお、平成 19 年度において、本研究科学生が EUIJ 関西提携大学である大阪大学で 2 科目について履修登録した実績はある。

留学機会の拡大：本研究科では、下記の大学と大学院レベルの学生交換協定を結んでおり、本研究科学生に積極的な留学機会を与えている《資料 13》。なお、留学・単位互換実績は《資料 14》のとおりである。

魅力ある大学院教育イニシアティブ：平成 17 年度には研究科政治学・国際関係論スタッフを中心とし、「国際水準に挑む次世代政治学研究者養成計画」が文部科学省「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に採択され、この分野を専攻する大学院生の自発的研究活動経費の積極的な支援が可能となった。

このイニシアティブは、本研究科大学院生と国内外第一線の研究者との交流を促進し、また海外での調査等を奨励することで、国際水準の研究者の養成を目指すと同時に、段階的な学習を行うことで、円滑な博士号取得も図るものである。初年度の平成 17 年度は、1,050 万の予算を得て「学外企画特殊講義」、「自主企画特殊講義」、「自発的語学研修計画支援」、「自発的研究計画支援」の 4 種類の助成を行った。いずれも、大学院生が自ら設定したテーマに基づき、研究・調査・研究交流を行うことを奨励するものであった。給付実績は《別添資料 1：魅力ある大学院教育改革イニシアティブ実施報告書》に示すとおりである（「Ⅲ 質の向上度の判断」事例 1 参照）。

《資料 13: 学生交換協定締結校》

大学間協定	<ul style="list-style-type: none"> ■ パリ第2大学, パリ第10大学 (フランス) ■ グラーツ大学 (オーストリア) ■ 西オーストラリア大学 (オーストラリア) ■ クイーンズランド大学 (オーストラリア) ■ カレル大学 (チェコ) ■ ロンドン大学 (イギリス) ■ 州立ワシントン大学 (アメリカ合衆国)
部局間協定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全南大学校 (韓国) ■ 成均館大学校 (韓国) ■ リオデジャネイロ州立大学 (ブラジル) ■ ヨーク大学オズグッドホール・ロー・スクール (カナダ) ■ カリフォルニア大学アーバイン校 (アメリカ) ■ セントルイス・ワシントン大学ロー・スクール (アメリカ)

《資料 14: 留学・単位互換実績》

年 度	協 定 先 大 学	身 分	派 遣 期 間	経 費	備 考
平成16 年度	—	—	—	—	—
平成17 年度	—	—	—	—	—
平成18 年度	カリフォルニア大学アー バイン校アジア学 研究 所	博士課 程前期 課程	06.9~ 07.8	私 費 (国際交流事業促進基 金)	※
平成19 年度	—	—	—	—	—

※協定校ではあるが、単位互換の協定はなかったため、単位は認定されていない。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

各履修コースの教育目的に沿って、それらの目的を達成できるよう、体系的な教育課程を編成しており、法学政治学領域の多様性に鑑み、幅広い内容の科目を提供している。また、社会人学生の授業時間に対する配慮、他大学との単位互換、留学機会の提供の他、「魅力ある大学院教育改革イニシアティブ」を実施して、学生による自主的な学習機会を充実させたことにより、学生や社会からのニーズに配慮した教育課程の編成となっており、本研究科の教育内容は、期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

本研究科は、各履修コースの教育目的に沿って、授業形態及び学習指導方法について、《資料15》のとおり適宜コースに応じた形態を採っている。

また、本研究科においては、他にも様々な教育的効果を伴った指導が行われている。

例えば、大学院に在学する優秀な学生をティーチングアシスタント(TA)に採用することにより、学部学生、博士課程前期課程学生又は専門職学位課程(法科大学院)学生に対する講義・演習等の教育補助業務にあたらせ、教育者としてのトレーニングを積む機会を与えている。また、指導教授のリサーチアシスタント(RA)に採用することにより、文献・資料の収集、データの集計と整理等、研究の基本的作業の進め方等の技法を学ぶ機会を与えている。さらに、法学研究科外国人研究生及び研究者コース外国人特別選抜学生のチューターに日本人大学院生を採用することにより、留学生自身にとっての語学教育の機会の付与のみならず、日本人大学院生にとっての教育者としてのトレーニングの役割も担うこととなっている《資料16》。

本研究科は教育課程の編成の趣旨に沿って、教育目標と概要を明示する目的で、授業科目のシラバスを作成している。シラバスは冊子体で配布されるほか、ウェブ上でも公開されている。シラバスの基本的な構成として、「科目名」、「担当教員名」、「単位数・学期」、「授業のテーマと目標」、「授業内容の要旨と授業計画」、「教科書・参考書」、「履修上の注意」一、「成績評価方法」、「学生へのメッセージ」を記載している《別添資料5：シラバス例》。

《資料15：授業形態》

コース名	授業形態
研究者コース(博士課程前期課程・後期課程)・高度専門職業人コース(博士課程後期課程)	学生は、学位論文の作成指導を行う演習を極めて重視している。そのため学生が自分の研究テーマについて指導を受けたい指導教授を1名選ぶが、博士課程前期課程学生については、指導教授による実質的指導が確保されるよう、各教員が担当可能な学生数に制限が課されている《別添資料7：法学研究科博士課程前期課程学生の研究指導教員の決定に関する内規・法学研究科博士課程前期課程社会人コース、専修コース及び法曹リカレントコース学生の第2演習を担当する教員の決定に関する内規・法学研究科博士課程前期課程社会人コース及び専修コース学生の研究指導教員の決定に関する申し合わせ》。また、講義、特殊講義に関しては、少人数で双方向型の授業を行うことで深い検討が可能なように工夫している《別添資料8：平成19年度前期 科目別履修者例》。
専修コース・社会人コース(博士課程前期課程)	学生が履修する授業のうち、演習については研究者コース同様の措置がとられている。講義・特殊講義についても双方向性を確保すべく受講人数や授業形態に工夫がなされている。基本的な知識・思考を培う特別特殊講義においては大講義にておこなっている。
法曹リカレントコース(博士課程前期課程)	学生は、法学研究科博士課程前期課程の演習及び特殊講義だけでなく、専門職学位課程実務法律専攻(法科大学院)の講義の履修も可能である。そのため、博士課程前期課程における、修士論文又はリサーチペーパーの作成の指導を主とする演習の形態のみならず、法科大学院における対話型の形態による講義(例えば、対話型演習総合法律)や、資料収集に基づいた報告及びレポート作成が行われる各種R&W(リサーチ&ライティング)ゼミなど、異なった形態の授業に身を置くことができる。

《資料 16 : TA・RA 採用実績》

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
TA (ティーチング・アシスタント)	23	19	21	17
RA (リサーチ・アシスタント)	5	2	8	7

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

本研究科では詳細なシラバスを配布し、参考文献、履修の前提条件（必要な予備知識、前もっての履修が望ましい科目）、学習の継続に適切な科目などを掲げている《別添資料 5 : シラバス例》。また、毎年 4 月には、新入生に対してガイダンスを開催し、専門分野・指導教員・授業科目の選択などについて、丁寧な説明を行っている《別添資料 9 : 平成 19 年度法学研究科新入生オリエンテーション資料》。大学院生の側からの研究上・進路上の個別の相談についても、これらガイダンスの場を利用して対応するのみならず、一年を通してきめ細かな対応を行っている。

また多くの教員はオフィス・アワー設置及び演習による指導を通じて、個別の科目進路についての個別の相談に対応している。オフィス・アワーの設定は、教員がシラバスに明記している《別添資料 5 : シラバス例》。

特殊なニーズをもつ留学生からの相談にきめ細かに対応する目的から、法学研究科内に設置されている留学生相談室において、留学生からの相談に応じている。また、こうした大学・教員の側からの情報提供・相談体制にとどまらず、チューター制度を設けることで、学生相互の情報交換の活発化を図っている。

学生の自主学習に必要な施設として、社会科学系図書館（平日 8:45～21:30、土・日 10:00～18:00【但し、毎月第一日曜日は休館】）、法学研究科資料室（9:00～19:30）、六甲台電算機室（9:00～17:00）国際協力研究科棟内の情報処理演習室（9:00～17:00）を整備し、自主学習用に開放しているほか、大学院生のためには、特に、次のような 24 時間利用可能な院生研究室を設けている。

(1) 第 2 学舎 4 階（3 室、256 m²）；研究者コース向け。座席数 56、本棚 70 列。卓上電気スタンド・延長コード・パーテーション等を提供、LAN 敷設。

(2) 第 4 学舎 3 階（2 室、132 m²）。309 号室；高度専門職業人コース向け。座席数 26、本棚 4。317 号室；社会人コース向け。座席数 28、本棚 11。各部屋とも卓上電気スタンド・延長コード・パーテーション等を提供、LAN 敷設。

(3) 第 5 学舎 2 階（1 室、130 m²）；専修コース向け。座席数 47、本棚 16、ロッカー 56。LAN 敷設。

そのほか、大学院討論室、留学生相談室、複写室などを設置している。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

授業構成は法学研究科の教育目的に合致したものになっており、少人数による演習を軸とした密度の高い研究指導を行っているほか、TA、RA、チューター制度を活用して、様々な教育的効果を伴った指導を工夫している。また、学生の主体的な学習を支援するための取組や環境整備も行っている。これらのことから、本研究科の教育方法は期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

教育成果の指標として、修了者数、退学者数、在籍学生数を《資料17》に示す。これによれば、修士号取得者数、博士号取得者数とも安定した実績を残している。在籍学生数も、年々、減少している。中には退学者もいるが、多くの学生がきちんと修了している。また、《資料18》に示すように、多くの博士論文では、独占禁止法や知的財産権法など、現在社会において関心の高い課題や、今後の国際関係にとって重要な意味を持つてくる中国、東南アジア諸国の諸制度を題材とするものが多い。このことにより、博士論文では、今後の日本の法学・政治学にとって重要な問題について最先端の研究がなされていると評価することができ、次世代の研究者を養成するという法学政治学研究科の教育目的は達成されていると思われる。なお、博士後期課程を修了する学生による単位取得論文数も、平成16年度：9本、平成17年度14本、平成18年度：8本、平成19年度：4本と、毎年度コンスタントに提出されている。

《資料17：平成16年度～19年度 修了者数、退学者数、在籍学生数の推移》

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
修了者 (学位取得者)	修士	62	40	42	38
	博士	7	9	8	3
退学者 (除籍含む。)	前期課程	5	7	5	2
	後期課程	18	15	20	1
在籍学生数	前期課程 【総定員数：84名】	134	100	92	71
	後期課程 【総定員数：54名】	100	89	77	54

《資料18：平成16～19年度博士取得者・論文題名一覧》

課程博士(27名)			
学位取得日	氏名	専攻	論文題目
H17.3.8	松宮 広和	私法	インターネット接続のブロードバンド化が電気通信事業に与える影響について —アメリカ合衆国における政策の推移と今後の課題—
H17.3.25	酒井 紀子	経済関係法	独占禁止法審判事件における手続と主張立証について
H17.3.25	齋藤 嘉臣	政治社会科学	冷戦構造の変容期における欧州国際政治 —デタントをめぐるイギリスの外交政策、1964年—1975年—
H17.3.25	藤原 淳美	私法	米国労働仲裁制度の研究—連邦労働政策と仲裁の機能を中心に—
H17.3.25	宮本 悟	公法	朝鮮民主主義人民共和国における政軍関係～軍部の政治介入を抑える理論の考察～

H17.3.25	青柳 忠穂	法政策	パテント・プールと反トラスト法－技術開発と競争の促進的効果の視座から－
H17.3.25	西住 徹	法政策	北村徳太郎研究－戦後日本におけるもう一つの政治路線－
H17.9.25	張 文芝	経済関係法	独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求と差止請求
H17.9.25	李 麗莎	経済関係法	電気通信事業法と独占禁止法の関係
H17.9.25	施 海淵	経済関係法	運輸事業分野における規制改革と競争政策
H18.3.25	王 莉	経済関係法	中国における本土と香港特区の法律抵触
H18.3.25	河村 有教	公共関係法	現代中国刑事司法の性格－刑事手続き上の人権を中心として－
H18.3.25	三好 規正	公共関係法	『健全な水循環と統合的流域管理の法政策』～流域一体管理の法制度構築に向けた提言～
H18.3.25	孫 賢鎮	公共関係法	核兵器開発に対する国際法的視点－北朝鮮の核開発の行方をめぐって－
H18.3.25	JAMES L LEWELYN	政治社会科学	Australia and Japan's Diplomatic Responses to Confrontation 1963-1966: A Comparative Examination (マレーシア紛争(1963-66年)への日豪両国による外交的対応の比較研究)
H18.3.25	三野 寿美	法政策	不動産登記制度の研究～取引過程を視野に入れた登記制度の構想～
H18.9.25	王 欽彦	経済関係法	仲裁の判断基準と国際私法－仲裁法 36条について－
H18.9.25	WULANGE RILE	経済関係法	有期労働契約に対する法規制のあり方に関する日本・中国・ドイツの比較法的分析－「契約の自由」はどこまで認められるべきか－
H19.3.25	吉川 宏延	公共関係法	地方企業課税の理論と実際
H19.3.25	金 在権	理論法学	「証券責任に関する民事救済の考察」
H19.3.25	田 漢哲	理論法学	貿易と環境関連紛争の国際法上の考察
H19.3.25	李 龍	理論法学	投資信託における運用管理者の法則－日・中・米を中心に検討する－
H19.3.25	周 江洪	理論法学	役務提供契約における役務の瑕疵に対する責任について －日本法から中国法への示唆を中心として－
H19.3.25	岩田 将幸	政治学	「フランスによる自律的な欧州の追求－冷戦後の大西洋関係、欧州統合、主権をめぐる考察－」
H19.9.19	平尾 一成	経済関係法	英米信認法理の日本法への導入のための試論－医師患者関係の信認性－

H20.3.5	井畑 陽平	経済関係法	ネットワークをめぐる競争法的規制 ー決済ネットワークに対する独禁法適用を めぐる議論を手がかりにー
H20.3.5	船越 優子	公法	コモン・ローにおける信義誠実の原則
論文博士(8名)			
H17.3.8	服部 聡	(政治学)	松岡外交像の再構成
H17.3.22	福永 有利	(法学)	民事訴訟当時者論
H17.9.21	INSAN BUDI MAULANA	(法学)	PROTECTION OF WELL-KNOWN TRADEMARK IN INDONESIA (インドネシアにおける著名商標の保護)
H18.2.13	柳屋 孝安	(法学)	現代労働法と労働者概念
H18.3.7	泉 克幸	(法学)	知的財産権の行使に対する競争政策的観点からの規律
H18.3.20	田上 富信	(法学)	使用関係における責任規範の構造と展開
H18.3.25	三次 規正	(法学)	『健全な水循環と統合的流域管理の法政策』 ～流域一体管理の法制度構築に向けた提言～
H19.12.19	坂元 茂樹	(法学)	条約法の理論と実際

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

在学生を対象とした「学生の授業アンケート」の平成18年度前期では、授業内容に関する15の質問項目に対して、「1. とてもそう思う、2. ややそう思う、3. どちらともいえない、4. 余りそう思わない、5. 全くそう思わない」という選択肢から回答させたところ、そのうち特に「授業内容は知的興味をひくものだった」、「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた」、「他の学生にこの授業を履修することを勧めたい」という三つの質問項目に絞って、当該学期に開講された全科目(30科目)の平均値を取ってみると(5点満点)、それぞれの質問項目に対して、4.81、4.80、4.55という極めて高い数値を示した《別添資料10:平成18年度前期アンケート》。

また、平成18年度後期・19年度前期に実施した「WEBによる全学共通授業評価アンケート」《別添資料11:平成18年度後期・19年度前期WEBによる全学共通授業評価アンケート》において、15の質問項目中、特に「13. この授業を受けて当該分野への興味・関心が増しましたか。」、「15. 総合的に判断して、この授業を5段階で評価してください。」という2つの質問項目に対して、5つの選択肢(「1. そう思う、2. どちらかといえばそう思う、3. どちらともいえない、4. どちらかといえばそう思わない、5. そう思わない」)から、回答例1と2の数値を足したものの数値は、《資料19》のとおりであり、本研究科は大変高い数値を得ていることが分かる。

さらに、平成18年度には、法学研究科・法学部の紀要である『神戸法学雑誌』に4名、『神戸法学年報』に1名の大学院生の論文が掲載された。『神戸法学雑誌』と『神戸法学年報』には、指導教官の推薦に基づき、編集委員会において、審査・審議の上、優秀と判断された内容の論文のみが掲載を許されている《別添資料12:大学院生論文掲載資格要件》。したがって、これらの雑誌に論文が掲載された大学院生は、法学研究科における研究指導を通じて、研究者として優れた能力を獲得したと評価することができる。

《資料 19：H18 年度後期・19 年度前期 WEB による全学共通授業評価アンケート
回答例 1 (とてもそう思う) + 2 (ややそう思う) の数値》

	H18 年度後期		H19 年度前期	
	「この授業を受けて当該分野への興味・関心が増しましたか。」	「総合的に判断して、この授業を 5 段階で評価してください。」	「この授業を受けて当該分野への興味・関心が増しましたか。」	「総合的に判断して、この授業を 5 段階で評価してください。」
博士課程 前期課程	96.8%	96.8%	88.9%	94.5%

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

学位取得の状況から判断して、教育目的の沿った効果が着実にあがっているといえる。また、在学生を対象としたアンケート結果においても、高い満足度が得られていることから、学業の成果は期待される水準を上回ると判断する。

分析項目 V 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

博士課程前期課程修了者の就職先は、同課程に複数のコースが設置され、受入学生が多様であることを反映して多岐にわたるが、平成 16 年度以降の傾向として、官公庁への就職が比較的多い。《資料 20》博士課程後期課程修了者の就職先の傾向として、大学教員となる者が多い。《資料 21》

《資料 20：博士課程前期修了者の就職状況》

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
国家公務員	8	4	4	4
地方公務員	7	5	5	1
サービス業（法務）	2	1	4	3
サービス業（その他）	7	2	1	2
金融・保険業	1	2	2	1
教員 大学	0	1	0	0
製造業等	9	4	6	2
資格試験勉強	7	4	0	0
進学勉強	2	1	0	0
進学	9	4	5	11
未定	5	4	4	1

※学校基本調査より作成

《資料 21：博士課程後期課程単位取得退学・修了者就職状況》

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
国家公務員	2	0	0	0
地方公務員	2	0	1	0
教員				
大学	8	5	1	1
高等学校	1	2	0	0
その他	1	0	0	0
サービス業	3	0	1	0
未定	1	6	3	0

※学校基本調査より作成

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

平成 19 年度に、本研究科の修了生・単位取得退学者に対して、在学時に身につけた学力や資質・能力に関するアンケートを実施し、43 名の修了生から回答を得た。《別添資料 2：修了者アンケート》、《資料 8（p 8-7）》のとおり、いずれも高い評価を得ている。質問 4 の自由記述欄で、「特に良かった点」として上げられていた意見《資料 9（p 8-7～8）》を見ると、いずれも本研究科が掲げる目的及びそのために講じる措置の適切さを裏付けるものとなっている。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

就職・進学の様子は良好であり、修了生等に対して実施したアンケート結果からは、本研究科の提供する教育内容が学生に高い満足度を与えていることが分かる。以上から、本研究科の進路・就職の様子は、期待される水準を上回ると判断する。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「魅力ある大学院教育イニシアティブ」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組)

平成17年度に文部科学省が推進している「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に「国際水準に挑む次世代政治学研究者養成計画」が採択された《別添資料1：魅力ある大学院教育改革イニシアティブ実施報告書》。これにより、博士課程前期・後期5年間の各学期の到達目標を定め、これに応じた授業展開、論文指導、事業推進を行うこととされた。具体的には、学生に多様な経験を積ませ研究者として自立する力を養うため、海外での自己研鑽や一線級研究者との出会いを実現させる試みを企画実行する「知の探求」型新授業を行うべく、学生自らが海外での研究企画を立案・実施・報告する「海外企画研究」及び学生自らの企画に基づき内外の一線級研究者の招へいなどを行う「自主企画特殊講義」を展開した。その実施結果は、《資料22》のとおりである。

この取組に対しては30の質問項目からなる学生評価アンケートが実施され、特に《資料23》に示した質問内容については、それぞれ高い数値が示されており、このことから「研究・教育に従事する国内外の次世代の政治学研究者の養成；次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化」を図るといふ政治学専攻の目的に沿った、質の向上・改善が図られたと言える。

《資料22：海外企画研究・自主企画研究の活動実績》

[海外企画研究]

年度・前後期の別	渡航先	日数	活動内容
平成17年度			
後期課程	西欧	32	資料収集・インタビュー・セミナー出席・面接
後期課程	西欧・南米	23	資料収集・インタビュー
後期課程	東欧	9	資料収集・専門的知識の提供
前期課程	アジア	40	資料収集・語学研修
後期課程	西欧	11	資料収集・ヒアリング・国際シンポ出席
平成18年度			
後期課程	東欧	19	サマースクール参加・国際セミナー出席
後期課程	北米	74	資料収集
後期課程	北米	10	資料収集
後期課程	北米	7	インタビュー
前期課程	アジア	14	資料収集
後期課程	西欧	16	資料収集・インタビュー
後期課程	西欧	13	資料収集・ヒアリング
後期課程	国内	37	企業派遣
前期課程	アジア	9	資料収集・専門的知識の提供

[自主企画研究]

年度・前後期の別	
平成17年度	
後期課程	国外大学とのゼミ交流
平成18年度	
前期・後期課程	学会派遣
後期課程	研究者招聘(3名)研究会
後期課程	研究者招聘(2名)研究会
後期課程	研究者招聘(1名)研究会
後期課程	データ作成
前期課程	国外大学とのゼミ交流

後期課程	研究者招聘（2名）ワークショップ
------	------------------

《資料 23：学生評価アンケートの質問項目》

質問項目	回答平均値*1
この事業で、自立的な研究能力が向上した	4.00
この事業で、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力が、向上した。	3.33 [4.0] *2
この事業で、語学力が向上した。	3.58 [4.5] *3
この事業で、企画力が向上した。	4.08
この事業で、専門的知識がいっそう深まった。	4.17
この事業で、国外での研究ネットワークが広がった。	4.00 [4.1] *4
この事業で、国内での研究ネットワークが広がった。	3.25 [5.0] *5
この事業で、研究効率が改善された。	4.00 [4.3] *6

* 1 回答は5段階で、5（非常にそう思う）4（かなりそう思う）

3（どちらともいえない）2（あまりそう思わない）1（全くそう思わない）

* 2 []内の数字は、特に実際にインタビューを行うか、国際会議で報告した学生を母体とする数値を示す。

* 3 []内の数字は、特に地域研究対象国の言語を学んだ学生を母体とする数値を示す。

* 4 []内の数字は、特に国外で研究活動を行った学生を母体とする数値を示す。

* 5 []内の数字は、特に国内で研究活動を行った学生を母体とする数値を示す。

* 6 []内の数字は、特に資料収集活動を行った学生を母体とする数値を示す。

学部・研究科等の現況調査表（教育） 正誤表

神戸大学大学院法学研究科

	頁数・行数等	誤	正
1	教育 08-4 14 行	できるにしている	できる <u>よう</u> にしている
2	教育 08-7 4 行	ジャーナリズム・プ <u>ラ</u> グラム	ジャーナリズム・プ <u>ロ</u> グラム